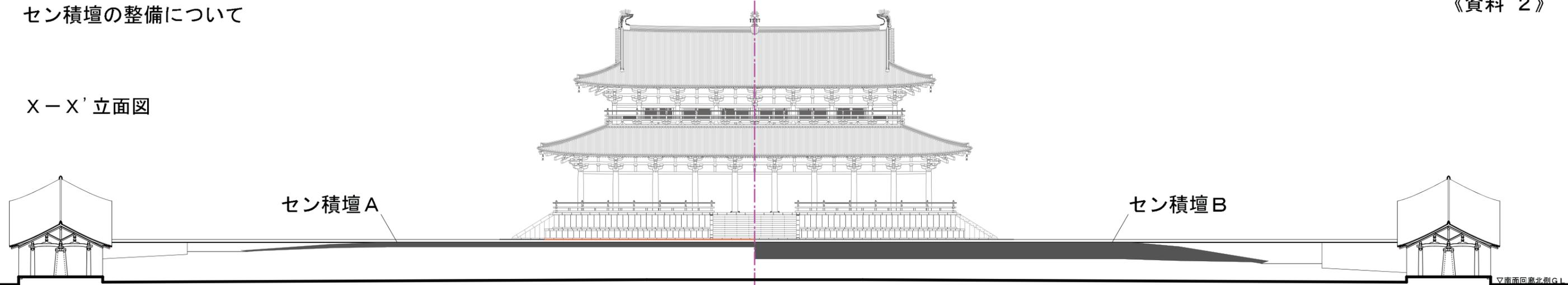


セン積壇の整備について

X-X' 立面図



セン積壇 A

セン積壇 B

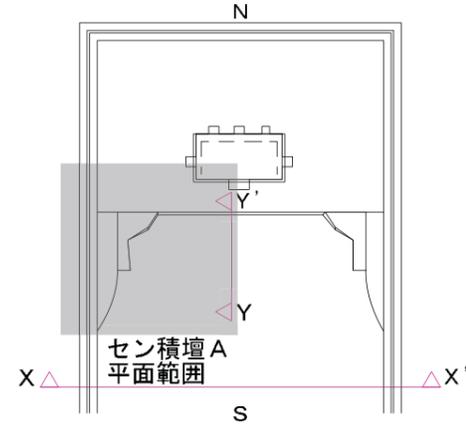
▽南面回高北側G.L

穴門



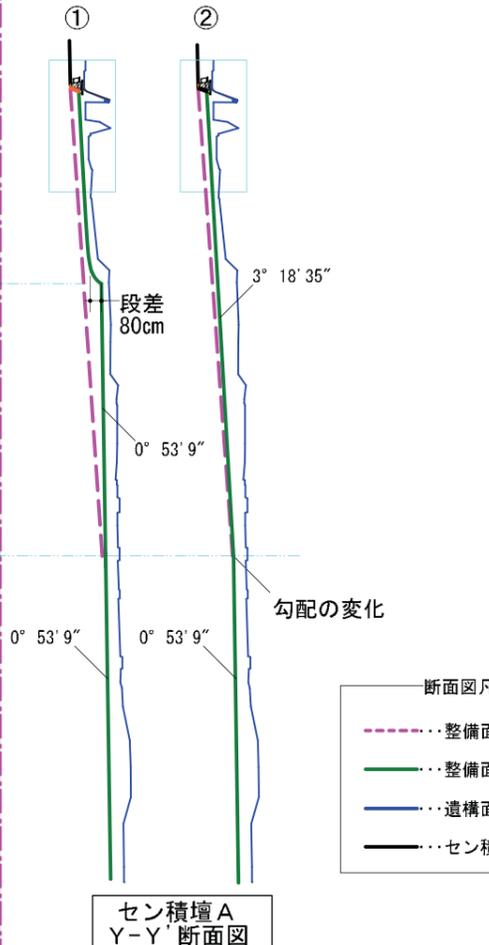
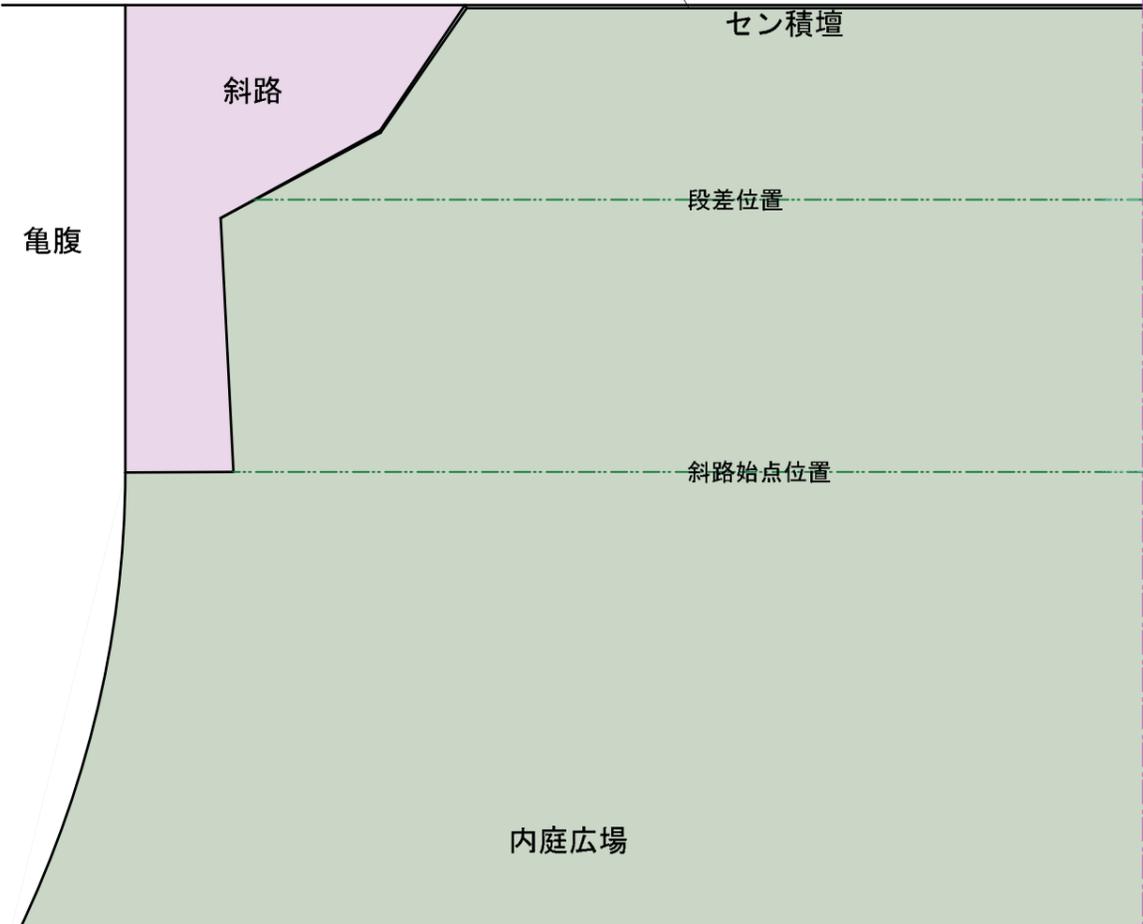
遺構状況

正殿

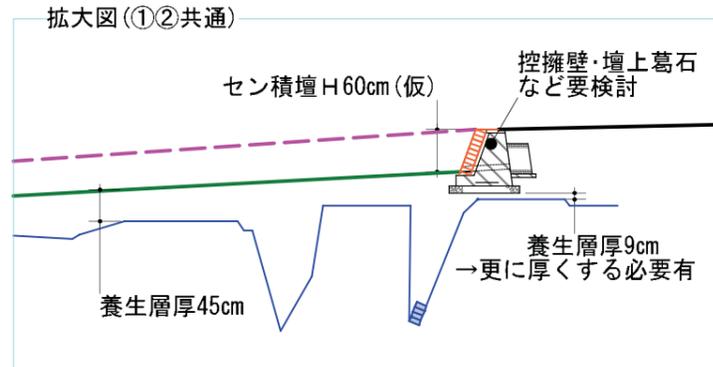


- 発掘調査成果より判明している事項など
- ・セン積壇の位置およびセン積法面の勾配は発掘遺構より判明している。
 - ・高さは7~8尺約2.10~2.40mであったと推定されている。(→セン積壇B)
 - ・セン積壇頂部の構造や仕様は判明していない。
 - ・内庭広場と正殿はセン積壇によって段差が設けられていたと推測される。

- セン積壇を検出遺構直上の原位置で整備する場合に想定される事項
- ・セン積壇正面の南側には残存遺構があり、遺構養生層の確保が必要のため、往時の推定高さまで復原することができない。
 - ・内庭広場から正殿を見上げる高低差が表現できない。
 - ・斜路の側面は養生層により大半が埋もれるため、斜路の明示が難しくなると考えられる。
 - ・約9cmの養生厚(→拡大図)では不十分と考えられるので、必要な養生厚を確保すると、整備できるセン積壇高さは、20cm程度と更に低くなる。
 - ・セン積控擁壁の構造や壇上葛石・正殿からセン積壇までの地盤面勾配などの詳細な検討の結果によっては、セン積高さを60cm程度に整備できる可能性もある。(→セン積壇A)
 - ・内庭広場は南から北に向かって高くなる一直線の緩やかな勾配であったと想定されるが、残存遺構の養生層により整備面は次のような状況が考えられる。
 - ①：遺構面にほぼ沿って盛土した場合
→法面が現れ、約80cmの段差が生じる。
 - ②：斜路始点位置からセン積壇下までを繋ぐ
→①の段差を解消できるが内庭広場の勾配が変化する。



- 断面図凡例
- 整備面(斜路)
 - 整備面(内庭広場)
 - 遺構面
 - セン積壇



(平成14および18年度の復原案に基づく作図)